

会社法第 794 条第 1 項及び
会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2022 年 3 月 17 日

川崎汽船株式会社

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2022 年 3 月 17 日

神戸市中央区海岸通 8 番
川崎汽船株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 明珍 幸一

川崎汽船株式会社（以下、「当社」といいます。）は、川崎近海汽船株式会社（以下、「川崎近海汽船」といいます。）との間で締結した別紙 1 の 2022 年 3 月 16 日付株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022 年 6 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、川崎近海汽船を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

（2） 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3） 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

川崎近海汽船は、2022 年 3 月 16 日開催の取締役会において、連結親会社である当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、川崎近海汽船を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022 年 5 月 10 日に開催予定の川崎近海汽船の臨時株主総会の決議による承認を得たうえで、2022 年 6 月 1 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記「1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）」に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

川崎近海汽船は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社が川崎近海汽船の発行済株式の全部を取得する時点の直前時点（以下、「基準時」といいます。）において川崎近海汽船が有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく川崎近海汽船の株主の株式買取請求に応じて川崎近海汽船が取得する株式を含む。）を、基準時において消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 本株式交換契約の締結

当社は、2022 年 3 月 16 日開催の取締役会において、連結子会社である川崎近海汽船との間で、当社を株式交換完全親会社とし、川崎近海汽船を株式交換完全

子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022 年 5 月 10 日に開催予定の川崎近海汽船の臨時株主総会の決議による承認を得たうえで、2022 年 6 月 1 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記「1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）」に記載のとおりです。

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対する、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換については、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べるができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1：株式交換契約書

株式交換契約書

川崎汽船株式会社（以下「甲」という。）と川崎近海汽船株式会社（以下「乙」という。）は、令和4年3月16日付けで、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲の有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：川崎汽船株式会社

住所：神戸市中央区海岸通8番

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：川崎近海汽船株式会社

住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時点（以下「基準時」という。）の乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に0.58を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時の各本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.58株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が各本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、令和4年6月1

日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、令和4年5月10日開催予定の臨時株主総会（以下「乙株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
3. 本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、前項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（会社の財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運用を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法785条に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

第9条（剰余金の配当）

乙は、令和4年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、普通株式1株当たり150円又は甲及び乙が別途書面で合意する金額を上限として、剰余金の配当を行うことができる。

第10条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲又は乙の株価、財務状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、②本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、①甲において会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られなかったとき、②乙株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られなかったとき、又は③法令等に定められた本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られず、若しくは必要な手続が完了しなかったときには、その効力を失う。

第 12 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図る。

（以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年3月16日

甲：神戸市中央区海岸通8番

川崎汽船株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 明珍 幸一



乙：東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

川崎近海汽船株式会社

代表取締役社長 久下 豊





別紙2：会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	川崎近海汽船 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.58
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：888,258 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

川崎近海汽船の普通株式（以下、「川崎近海汽船株式」といいます。）1 株に対して、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）0.58 株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する川崎近海汽船株式（2022 年 3 月 16 日現在 1,404,000 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社が協議し合意のうえ、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、基準時の川崎近海汽船の株主（ただし、当社を除きます。）に対して、その保有する川崎近海汽船株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。本株式交換に際して割当交付する当社株式には、新たに発行する当社株式及び当社が保有する自己株式のうち 77,000 株を充当する予定です。

なお、川崎近海汽船は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時まで川崎近海汽船が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって川崎近海汽船が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、川崎近海汽船による自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる川崎近海汽船の株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、その保有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元（100 株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

（注 4） 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる川崎近海汽船の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様現金でお支払いいたします。

（2） 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び川崎近海汽船は、2020 年 2 月に、当社から川崎近海汽船に対して本株式交換の正式提案が行われ、両社間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社が川崎近海汽船を完全子会社化することが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。具体的には、当社は、2020 年 2 月に、より一層の協働関係構築に向けた資本関係見直しとして川崎近海汽船の完全子会社化の打診がなされ、川崎近海汽船はその時点以降、2020 年 12 月に至るまで、(i) 当社との協働によるグループシナジーの創出が必要であることは認識しつつも、一定のグループシナジーの創出は従来の資本関係のままで達成可能であること、(ii) 完全子会社化により、上場会社としての独立性が失われることのデメリットが大きいと考えられたこと、(iii) 当社の経営成績や財務状態に不確実性を伴うこと等を理由として、完全子会社化が川崎近海汽船の企業価値の向上に有益であると判断することができず、当社による完全子会社化の提案検討には直ちに合意できなかったため、当社に対して、完全子会社化のメリットの更なる検討・説明を求めました。これに対して、当社からは、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX 推進」といいます。）や環境対応といった重要な経営課題において迅速かつ十全な形でグループシナジーを追求するためには、限られた人的資本・技術・その他の経営資源の有効活用が必須であり当社のみならず、川崎近海汽船の持続的成長においては完全子会社化が極めて重要であるとの意見が再度示されたところ、川崎近海汽船取締役会としても、企業の持続性にとっての DX 推進や環境対応の重要性の高まりを改めて検討した結果、これらに係る当社のノウハウや人材資源の活用が、川崎近海汽船の企業価値の向上に資する可能性があること及び少数株主の利益の保護の観点から、当社による完全子会社化の提案を手続の公正性を十分に担保して行う必

要があるとの判断に至り、2021年2月26日に支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といい、その詳細については、下記「4（2）利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）を設置する等、検討体制を整えたうえで、完全子会社化によるメリット・デメリットについてのさらなる検討及び当社との協議を行うこととしました。

その後、当社及び川崎近海汽船は、協議を重ねた結果、両社は、経営方針や顧客の様々なニーズに応じて選ばれ続ける企業であるための中長期的な戦略が合致しており、安全・環境・品質にDXを掛け合わせることで付加価値のある外航・内航が一体化したサービスを展開することが可能となり、かつ、両社が有する顧客基盤を活用した営業規模の拡大を図ることが、中長期的な成長戦略として重要であり、さらに、川崎近海汽船を当社の完全子会社とすることで、当社の中長期的視点に基づいた当社グループ一体としての機動的な意思決定、効率的な経営資源の配分、及び協働による顧客への安全・安心の高品質な輸送サービスの提供が可能となること、また、今後の環境対応のためには従来以上に当社の技術的サポートが必要となる局面が想定されることから、2021年7月上旬には、当社による川崎近海汽船の完全子会社化が川崎近海汽船の持続的成長に資するとの考えで一致いたしました。その後、川崎近海汽船において以前からの課題であった不採算航路の休止の協議が本格化したこともあり、本株式交換における航路休止の影響や本株式交換に対する川崎近海汽船の懸念の解消について両社で協議を重ねるとともに、更なる海運業界を取り巻く事業環境についての協議検討する中で、特に昨年後半より、脱炭素化に向けた各社の対応が一段と加速する中で当社の技術的サポートの必要性の高まりを確認したこと、等を通じて、2021年11月下旬に、当社の企業価値向上のみならず、川崎近海汽船の企業価値向上のためにも有益であるとの最終的な結論に至りました。当社川崎近海汽船

当社及び川崎近海汽船は、本株式交換に用いられる上記「1（1）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は2021年3月上旬にみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、川崎近海汽船は2021年3月中旬に株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記「4（1）公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、第三者算定機関であるみずほ証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、当社が川崎近海汽船に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、川崎近海汽船においては、下記「4（1）公正性を担保するための措置」及び「4（2）利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式

交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、第三者算定機関であるKPMGから受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、川崎近海汽船が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び2022年3月16日付で受領した答申書（以下、「本答申書」といい、その概要については、下記「4（2）①川崎近海汽船における利害関係を有しない特別委員会からの本答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、当社との間で本株式交換比率の算定方法や両者を取り巻く足元及び将来の事業環境・経営課題に関する認識等について複数回にわたり慎重に協議をするとともに、本株式交換の条件に関して交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、川崎近海汽船の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2022年3月16日開催の両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

川崎近海汽船は、2022年2月9日付「2022年3月期業績予想並びに配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、1株当たりの150円の期末配当を予定しておりますが、本株式交換契約においては、川崎近海汽船は、2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、普通株式1株当たり150円又は当社及び川崎近海汽船が別途書面で合意する金額を上限として、剰余金の配当を行うことができる旨の合意をしております。毎年3月31日を期末配当の基準日とする旨の定め（川崎近海汽船定款第43条1項）については、かかる定時株主総会に先立って変更する予定はありません。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ合意により変更されることがあります。

② 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるみずほ証券は、当社及び川崎近海汽船並びに本株式交換からは独立した算定機関であり、当社及び川崎近海汽船の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して当社及び川崎近海汽船との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。また、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）は、当社及び川崎近海汽船の株主たる地位を有しているほか、当社及び川崎近海汽船に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じていますが、本株式交換に関して当社及び川崎近海汽船との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。

みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とみずほ銀行における当社及び川崎近海汽船

の株式を保有する同行の別部署との間において、情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じているとのことであり、これらの措置により、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本株式交換に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行の当社及び川崎近海汽船に対する株主及び貸付人の地位とは独立した立場で、川崎近海汽船の株式価値の算定を行っているとのことです。

当社は、みずほ証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とみずほ銀行の川崎近海汽船の株式を保有する別部署との間において情報遮断措置等の適切な弊害防止措置が構築されていること、当社とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を当社及び川崎近海汽船から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

川崎近海汽船の第三者算定機関であるKPMGは、当社及び川崎近海汽船から独立した算定機関であり、当社及び川崎近海汽船の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

イ 算定の概要

みずほ証券は、当社については、同社が株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場、以下同様。）に上場しており、川崎近海汽船については、同社が東京証券取引所市場第二部（2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場、以下同様。）に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法を、また、両社と直接的には比較可能ではないものの、専ら株式交換比率レンジ分析の観点からは、両社と一定程度の類似性がある事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による川崎近海汽船普通株式1株につき割当交付される当社普通株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	0.49～0.53
類似企業比較法	0.48～0.77
DCF法	0.40～0.74

なお、市場株価基準法では、2022年3月15日（以下、「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を採用いたしました。

みずほ証券がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、当社については、営業利益に関して、主としてドライバルクセグメントにおいて新型コロナウイルス感染症影響に起因した入港規制等による滞船が解消に向かいタイトな需給環境も緩和され、市況が安定化すると予想し、2023年3月期に対

前年度比で約4割の減益想定の見込みとなっています。また、コンテナ船事業における傭船契約損失引当金の縮小やその他製品物流セグメントにおいて新型コロナウイルス感染症による影響に起因した出荷減の影響から緩やかに回復すると予想し、2024年3月期に対前年度比で約6割の増益を見込んでおります。更に経常利益に関して、コンテナ船事業における世界的なコンテナサプライチェーンの混乱解消により逼迫した需給環境も緩和、市況水準が安定化するとの予想に基づき、2023年3月期及び2024年3月期において対前年度比でそれぞれ約4割及び約7割の減益を想定した見込みとなっています。また、川崎近海汽船については、2023年3月期に、2021年12月24日に発表した2022年2月1日での宮古(八戸)／室蘭航路の休止による効果及び近海部門における足元の好調な市況により、営業利益に関して、対前年度比で約3割の増益を見込んでいます。

なお、当社及び川崎近海汽船の財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全なものであることに依拠し、それを前提としています。

なお、みずほ証券は、かかる情報の正確性又は完全性につき独自に検証を行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。株式交換比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各社の経営陣が、みずほ証券に提供され（当事会社による調整内容を含む。）又はみずほ証券と協議した情報を不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、みずほ証券は、各社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。みずほ証券は、各社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて各社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

株式交換比率の算定に際して各社から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったもの若しくは使用できる確証を得られなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが各社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っていません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成又は調整されたことを前提としています。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、株式交換比率算定書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しています。

なお、本株式交換は、日本の法人税法上、課税されない取引であることを前提としています。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券が当社の依頼により、当社の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし当社に提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

他方、KPMGは、当社については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2022年3月15日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、1か月間（2022年2月16日から2022年3月15日まで。）、3か月間（2021年12月16日から2022年3月15日まで。）及び6か月間（2021年9月16日から2022年3月15日まで。）の各期間の終値の単純平均値を採用しています。

川崎近海汽船については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており市場株価が存在していることから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、2022年3月15日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における算定基準日の終値、1か月間（2022年2月16日から2022年3月15日まで。）、3か月間（2021年12月16日から2022年3月15日まで。）及び6か月間（2021年9月16日から2022年3月15日まで。）の各期間の終値の単純平均値を採用しています。

DCF法では、川崎近海汽船が2021年12月24日に公表した2021年度中期経営計画及び2022年2月9日付「2022年3月期業績予想並びに配当予想の修正に関するお知らせ」の中で公表した2022年3月期通期連結業績予想の修正の基礎資料として、川崎近海汽船よりKPMGが開示を受けた2022年3月期から2024年3月期までの財務予測及び将来的な事業環境見通しに基づき、評価基準日である2021年12月31日以降に川崎近海汽船が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって事業価値や株式価値を評価しています。

なお継続価値の算定については、川崎近海汽船が想定する2025年3月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しています。割引率は6.7%～8.1%を使用しています。なお、割引率には加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital, WACC）を使用しています。

KPMGがDCF法による算定の前提とした川崎近海汽船の財務予測及び将来的な事業環境見通しには、対前年度比において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2023年3月期に、2021年12月24日に発表した2022年2月1日での宮古(八戸)／室蘭航路の休止による効果、近海部門における足元の好調な市況及びオフショア支援船部門の収支改善により、営業利益に関して、対前年度比で約3割増益となることを見込んでいます。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、川崎近海汽船の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）には加味されていません。

なお、DCF法で前提とした川崎近海汽船の財務予測及び将来的な事業環境見通しは、川崎近海汽船経営陣による現時点で得られる入手可能な情報に基づき作成されたものであり、当該財務予測については、KPMGが川崎近海汽船との間でインタビューを行う等してその内容についてレビューを行っており、下記「4（1）公正性を担保するための措置」及び「4（2）利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しています。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	川崎近海汽船	
市場株価法	市場株価法	0.49～0.53
	DCF法	0.50～1.14

KPMGは、本株式交換比率の算定に際して、川崎近海汽船株式の株式価値の算定においては、川崎近海汽船から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、川崎近海汽船株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、KPMGは、川崎近海汽船及びその子会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。KPMGによる川崎近海汽船株式の株式価値の算定は、2022年3月15日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMGがDCF法による評価に使用した川崎近海汽船の事業計画については、川崎近海汽船の経営陣により当該基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としています。ただし、KPMGは、算定の基礎とした川崎近海汽船の事業計画について、複数回、川崎近海汽船と質疑応答を行い、その作成経緯及び川崎近海汽船の現状を把握したうえで、それらに不合理な点がないかという限りにおいて、川崎近海汽船の事業計画の合理性を確認しています。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び川崎近海汽船は、本株式交換の対価として、当社株式を選択しました。

当社株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換後も同市場における取引機会が確保されること、また、川崎近海汽船の株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、本株式交換の対価として当社株式を選択することが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める額とします。この取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しています。

4. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

両社は、当社が川崎近海汽船の発行済株式数（2,952,500株）から自己株式数（17,019株）を減じた株式数の47.82%に相当する1,404,000株の川崎近海汽船株式を保有する（2021年9月30日現在）同社の親会社であること、及び川崎近海汽船において当社出身の取締役が存在すること等から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、下記の措置を実施しています。

① 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

当社は、当社及び川崎近海汽船から独立した第三者算定機関であるみずほ証券から、2022年3月15日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記「1（2）②算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、みずほ証券から、本株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。他方、川崎近海汽船は、当社及び川崎近海汽船から独立した第三者算定機関であるKPMGから、2022年3月15日付で、本株式交換に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記「1（2）②算定に関する事項」をご参照ください。なお、川崎近海汽船は、KPMGから、本株式交換比率が川崎近海汽船の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けています。なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び川崎近海汽船との間で重要な利害関係を有しません。

他方、川崎近海汽船は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、長

島・大野・常松法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けています。なお、長島・大野・常松法律事務所は、当社及び川崎近海汽船との間で重要な利害関係を有しません。

(2) 利益相反を回避するための措置

当社が川崎近海汽船の発行済株式数（2,952,500 株）から自己株式数（17,019 株）を減じた株式数の 47.82%に相当する 1,404,000 株の川崎近海汽船株式を保有する（2021 年 9 月 30 日現在）同社の親会社であることから、川崎近海汽船は、本株式交換に関し、利益相反を回避するため、以下の措置を講じています。

① 川崎近海汽船における利害関係を有しない特別委員会からの本答申書の取得

川崎近海汽船の取締役会は、当社による完全子会社化の条件等に関する具体的な交渉・協議を開始するに先立って、完全子会社化に係る川崎近海汽船の意思決定に慎重を期し、また、川崎近海汽船の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、川崎近海汽船の取締役会において当社に完全子会社化される旨の決定をすることが川崎近海汽船の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、当社と利害関係を有しない川崎近海汽船の社外取締役であり、かつ、独立役員である陶浪隆生氏、並びに、当社と利害関係を有しない川崎近海汽船の社外監査役であり、かつ、独立役員である鈴木修一氏及び倉富正敏氏の 3 名によって構成される本特別委員会を 2021 年 2 月 26 日に設置し、本特別委員会に対し、①川崎近海汽船が当社に対して提供を要請する情報が十分であり、適切であるか否か、②当社が提供する情報が十分であるか否か、③完全子会社化の目的が、川崎近海汽船の企業価値の向上に資するものとして合理性があるか否か、④完全子会社化の手法・取引条件（対価の種類を含む。）が妥当であるか否か、⑤完全子会社化の手続が公正であるか否か（いかなる公正性担保措置を講じるべきかを含む。）、⑥③乃至⑤を踏まえて、完全子会社化が川崎近海汽船の少数株主にとって不利益でないか否か、⑦③乃至⑥を踏まえて、完全子会社化されることの是非を諮問しました。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定報酬を支払うものとされております。

本特別委員会は、2021 年 2 月 26 日の設置以降、2022 年 3 月 16 日までの間に、合計 17 回、合計 16 時間以上にわたって開催され、審議等を行いました。また、本特別委員会として、川崎近海汽船経営陣及びそのアドバイザーが開催した全体会議にも合計 44 回、合計 67 時間以上にわたって出席し、意見を述べる等しました。また、各会日間においても電子メールや電話を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等し、本諮問事項について、慎重に審議及び検討を行いました。本特別委員会は、本特別委員会のリーガル・アドバイザーとして独立性、専門性及び実績等を確認した上で中村・角田・松本法律事務所を選任し、また、川崎近海汽船のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所及び川崎近海汽船のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である KPMG について、それぞれその独立性及び実績等を確認した

上でその選任を承認するとともに、川崎近海汽船が社内に構築した本株式交換の検討体制について独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しました。また、その上で、本特別委員会は、川崎近海汽船経営陣から、DCF法による株式価値の算定において基礎とされる本事業計画について、その策定過程において複数回に亘り事業計画案の数値概要、その前提となる経営環境、事業分野ごとの目標・基本戦略・具体的な施策等の説明を受け、質疑応答を行い、KPMGの財務的な観点からの助言等も踏まえて本事業計画の合理性を確認の上、承認しております。

また、当社からの本株式交換の提案について、川崎近海汽船は、当社に対し本株式交換によって期待されるシナジー効果、川崎近海汽船の将来の収支、CF、財務改善等の見込みとその判断根拠、本株式交換実施後の経営方針その他に関して複数回に亘り説明を求め、当社は説明資料の交付及び説明会の開催をする等して説明を行いました。さらに、本特別委員会は、川崎近海汽船の経営陣と協議を重ね、当社に対する質問事項や情報提供要請事項の検討及び当社による回答内容の精査を行いました。また、本特別委員会は、川崎近海汽船の経営陣から、川崎近海汽船の経営環境・経営課題に関する現状認識、本株式交換の必要性、本株式交換により期待されるシナジー効果、本株式交換によるデメリット、本株式交換後の経営方針及び体制等について説明を受け、質疑応答を行いました。

さらに、本特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から、本株式交換において手続の公正性を担保するために講じるべき措置、本株式交換の諸手続及び本株式交換に係る特別委員会の審議の方法や過程等について助言を受け、川崎近海汽船及び本特別委員会は、長島・大野・常松法律事務所から、本株式交換において手続の公正性を担保するために講じるべき措置、本株式交換の諸手続及び本株式交換に係る当社の意思決定の方法及びその過程、株式交換契約の条件、開示等について法的観点からの助言を得ており、また、長島・大野・常松法律事務所が実施した本株式交換に関する簡易法務デュー・ディリジェンスの結果の報告を受けています。また、本特別委員会は、KPMGから株式交換比率に関する算定報告書等の開示を受け、KPMGが行った株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、当社及び川崎近海汽船の市場株価推移、DCF法による算定の主要な前提条件（割引率の算出根拠を含みます。）、各算定手法による算定結果等について説明を受け、質疑応答を行い、KPMGによる株式交換比率の算定結果の合理性を確認しております。

また、本特別委員会は、当社からの株式交換比率の提案内容及び交渉状況等について、KPMGから適時に報告を受けるとともに、KPMGから近時の類似事例におけるプレミアム水準等の説明を含む財務的観点からの助言を受け、川崎近海汽船に提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行う等して、当社との株式交換比率等の条件交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、上記諮問事項について、慎重に審議、検討をした結果、本株式交換を行うとの決議を川崎近海汽船の取締役会が行うことは、川崎近海汽船の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の本答申書を 2022 年 3 月 16 日付で川崎近海汽船の取締役会に提出しています。

なお、本答申書の概要は以下のとおりです。

（a）答申内容

上記諮問事項①・②につき、川崎近海汽船の完全子会社化の条件等に関する具体的な交渉・協議の過程で、川崎近海汽船の経営陣より当社に対して十分かつ適切に、情報提供の要請がなされ、当該要請に対し、当社からは十分かつ適切な情報が提供され、上記諮問事項③につき、川崎近海汽船の完全子会社化の目的はその企業価値向上に資するものとして合理性があり、上記諮問事項④・⑤につき、川崎近海汽船の完全子会社化の手法・取引条件（対価の種類を含む。）は妥当であり、公正性担保措置を講じた点を含め、完全子会社化の手続は公正であり、以上を踏まえ、上記諮問事項⑥・⑦につき、完全子会社化は川崎近海汽船の少数株主にとって不利益でなく、その実施を決定することは妥当であると思料する。

（b）検討

本株式交換はいわゆる支配株主による従属会社の買収に当たり、川崎近海汽船の支配株主である当社と川崎近海汽船の一般株主との間に構造的な利益相反の問題と情報の非対称性の問題が典型的に存在する。そこで、当委員会は、中村・角田・松本法律事務所の法的助言等に基づき、これらの問題に対するベストプラクティスを示した経済産業省の2019年6月28日付「公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「M&A指針」という。）を十分に踏まえながら、特にM&A指針において尊重されるべき原則として掲げられている、川崎近海汽船の企業価値の向上に資するかという観点（上記諮問事項③）、及び公正な手続を通じた一般株主利益の確保という観点（上記諮問事項④・⑤）を中心に検討することが適切であると判断した。

第1に、上記諮問事項③との関係で、本株式交換が川崎近海汽船の企業価値の向上に資するかという観点について検討するに、本株式交換の実施目的については、当社と川崎近海汽船の間で、共通認識が形成されており、当該認識が川崎近海汽船経営陣の見解であることを確認し、その見解に不合理な点は見当たらない。

もっとも、本株式交換の実施に対しては、当初、川崎近海汽船取締役会の総意として、(i)当社との協働によるグループシナジーの創出が必要であることは認識しつつも、一定のグループシナジーの創出は従来の資本関係のままでも達成可能であると考え、(ii)完全子会社化により、上場会社としての独立性が失われることのデメリットが大きいと評価するとともに、(iii)当社の将来における経営成績及び財政状態の不確実性が高いと評価していたという経緯がある。

しかし、上記(i)・(ii)については、川崎近海汽船の業務執行を担う経営陣より、昨年来のパンデミックの影響により、安定収益を支えてきたフェリー事業の環境が厳しくなっていることに加え、特に近海事業・オフショア事業においても川崎近海汽船独自の経営資源の不足から当社の人的資本・技術・その他の経営資源への依存性が高まっており、完全子会社化が川崎近海汽船の持続的成長に不可欠と考えている旨の見解が表明された。当該見解

は、完全子会社化によってこれまで以上に当社からの経営資源のサポートが期待でき、完全子会社化が川崎近海汽船の企業価値向上にとって最善の判断であることを強調するものであり、当委員会としても当該見解を尊重すべきと判断するに至った。

また、上記(iii)については、最近3年間の当社の経営成績及び財政状態の推移、並びに当社から説明された同社の財務予測を考慮すれば、同社の将来における経営成績及び財政状態の不確実性に対する懸念は後退したものと判断するに至った。

以上の検討を経て、本特別委員会は本株式交換の実施につき、川崎近海汽船の企業価値向上に資すると評価する。

第2に、上記諮問事項④との関係で、本株式交換の取引条件の妥当性について検討するに、(i)完全子会社化の手法である株式交換は、非上場化の取引においては一般的に採用されている方法であり、合理性があると考えられる。また、(ii)株式交換における対価の種類については、川崎近海汽船の一般株主は本株式交換後に当社の株主としてその株式の保有を継続する選択肢が提供され、その株式の保有を通じて本株式交換のシナジーを享受することができることから、当社株式を株式交換の対価とすることには合理性があると考えられること、(iii)KPMGから取得した株式交換比率に関する算定報告書におけるDCF法による算定の基礎とされている川崎近海汽船の本事業計画の策定目的、策定手続及び内容につき特に不合理な点は認められないこと、(iv)KPMGから取得した株式交換比率に関する算定報告書について、算定方法及び内容のいずれにおいても不合理な点は認められず、信用できるものと判断するところ、本株式交換比率は、かかる算定報告書における、川崎近海汽船株式を市場株価法によって算定した場合の評価レンジを上回り、かつ、川崎近海汽船株式をDCF法によって算定した場合の評価レンジの範囲内であること、(v)本株式交換比率は、類似事例と同等以上の水準のプレミアムが付されていると認められること、(vi)本特別委員会は、川崎近海汽船と当社との間の株式交換比率等の本株式交換の取引条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与しており、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保され、真摯な交渉が行われた上で本株式交換比率に合意したものと認められることから、完全子会社化の手法及び取引条件は、対価の種類を含め、妥当であると認められる。

第3に、上記諮問事項⑤との関係で、本株式交換の実施に向けた協議・交渉の過程において、公正な手続を通じた一般株主利益の確保が図られたかという観点について検討するに、本株式交換においては、(i)川崎近海汽船において独立した本特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められること、(ii)川崎近海汽船は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められること、(iii)川崎近海汽船は、本株式交換についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式交換比率算定書を取得しているものと認められること、(iv)川崎近海汽船においては、川崎近海汽船の経営陣が利害関係なく、当社から独立した立場で検討・交渉等を行うことができることにつき信頼可能であり、実際にも独立し

た立場での検討・交渉等が行われたものと認められること、(v)本株式交換においてはいわゆる間接的なマーケット・チェックが行われているものと認められること、(vi)本株式交換においてはマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定はなされていないものの、本株式交換は川崎近海汽船の企業価値の向上に資すると考えられ、本株式交換においては上記(i)から(v)まで及び(vii)のとおり他に十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないとしても、それのみによって本株式交換の手の公正性が損なわれるものではないと考えられること、(vii)本株式交換においては一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められることから、一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されているものと評価する。

なお、上記諮問事項①・②については、法務デュー・ディリジェンス及び財務・税務デュー・ディリジェンスが必要十分に行われ、当社の経営成績及び財政状態についても、将来における事業計画等に関し、川崎近海汽船から情報提供要請が十分かつ適正に行われ、当社からも十分かつ適切な説明が行われたことを確認した。

以上のとおり、本株式交換は川崎近海汽船の企業価値の向上に資すると考えられること、完全子会社化の手法及び取引条件は対価の種類を含め、妥当であると認められること、一般株主の利益を確保するための公正な手続が実施されていると評価できることからすれば、完全子会社化は川崎近海汽船の少数株主にとって不利益でなく、その実施を決定することは妥当であると思料する。

② 川崎近海汽船における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議が無い旨の意見

2022年3月16日開催の川崎近海汽船の取締役会では、川崎近海汽船の取締役の全員が出席し、全員一致で、本株式交換に関する審議及び決議を行いました。また、上記の取締役会には、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べています。

川崎近海汽船取締役会の審議及び決議に参加した取締役のうち3名（久下豊、佐野秀広及び小山卓三）は、過去に当社の職員の地位にあった者ですが、いずれの取締役も当社の役職員を兼務しておらず、当社から指示を受ける立場にはありません。また、川崎近海汽船は、当社による完全子会社化の条件等に関する具体的な交渉・協議を開始するに先立って、川崎近海汽船社外取締役1名及び社外監査役2名から構成される川崎近海汽船から独立した本特別委員会を設置し、当社との間の本株式交換の条件に関する協議・交渉の経緯及び内容等につき本特別委員会に適時に報告し、また、本特別委員会との間で随時方針等を協議しつつ当社との協議・交渉を進めており、本特別委員会が川崎近海汽船における本株式交換の検討及び交渉の過程において有効に機能しているものと考えています。そのため、過去、当社の職員の地位にあった上記の取締役3名は、当社から川崎近海汽船への転籍の時期にかかわらず、川崎近海汽船取締役会の審議又は決議から除外されなければ手続の公正性が害されると考えるべきほどの利害関係はないものと判断しています。

別紙３：川崎近海汽船の最終事業年度に係る計算書類等

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 当期の経営成績

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による2度の緊急事態宣言発令や、宣言解除後も外出を控える動き等による経済活動への影響から、先行きの不透明な状況が続きました。

海運業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外航海運では、主要貨物であるロシア炭の国内需要が減少したことなどにより輸送量が減少し、また、内航海運では、貨物の荷動きは下期より回復基調となりましたが、旅客フェリーにおいては年間を通じて利用者の低迷が続くなど、内外航ともに厳しい経営環境が続きました。

こうした情勢下、当社グループの当連結会計年度の売上高は、コロナ禍による運賃市況の悪化や輸送量の減少に加え、内航部門での運送契約終了による運航隻数の減少や燃料油価格の下落に伴う燃料調整金収入の減少などにより、前期に比べて16.4%減収の370億59百万円となりました。営業利益は、燃料費や借船料は減少したものの、大幅な減収の影響を受け、前期に比べて78.9%減益の4億4百万円となり、経常利益は前期に比べて90.2%減益の1億87百万円となりました。

また、船隊整備の一環として外航船、内航船およびオフショア支援船の各々1隻を売却し、固定資産売却益の計上などの一方、外航の高コスト船の契約解除による用船契約解約金の計上に加え、内航船で減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は前期13億70百万円の利益に対して1億12百万円の損失となりました。

事業のセグメント別業績概況は次のとおりです。

〔近海部門〕

鋼材輸送では、上期においては鉄鋼メーカーの減産の影響もあり、鉄鋼製品の出荷量が減少しましたが、下期においては需要が大幅に回復し、輸送量は前期並みとなりました。

木材輸送では、輸入合板の輸送量は需要低迷により、前期を下回ったものの、再生可能エネルギーと

して需要が増加しているバイオマス発電用燃料（ウッドペレットやPKS）の輸送量は前期を大幅に上回りました。

バルク輸送では、主要貨物であるロシア炭の国内需要が減少したことなどにより輸送量は前期を大幅に下回りました。

この結果、同部門全体ではコロナ禍における貨物輸送量の落ち込みや航海数の減少などから、前期を下回る輸送量となり、売上高は前期に比べて20.5%減収の94億94百万円となりました。営業損益は、上期の市況低迷などの影響はありましたが、新造船の竣工を市況回復に合わせて延期するなど、荷動きに伴う船隊規模の調整を進めたことに加え、借船料や燃料費などの費用の減少もあり、前期3億50百万円の損失に対して当期は2億91百万円の損失にとどまりました。

〔内航部門〕

定期船輸送では、製紙関連や自動車関連の大宗貨物が減少するなか、食品関連貨物などの取り込みを図りましたが、運送契約終了による運航隻数の減少などもあり、輸送量は前期を下回りました。

フェリー輸送では、コロナ禍のなか、緊急事態宣言発令の影響のみならず、宣言解除後も不要不急の外出を控える動きがあることなどから、旅客と乗用車の輸送量が前期を大幅に下回りました。一方、トラックの輸送量については建設用資材や外食産業向けの業務用食品などの荷動きは低下したものの、巣ごもり需要による個人向けの食料品や宅配貨物などの荷動きが増加したことなどにより、輸送量は前期から微減にとどまりました。

不定期船輸送では、貨物輸送需要の減退により、石灰石・石炭の各専用船や一般貨物船ともに稼働は前期を下回りました。

この結果、同部門全体ではコロナ禍の影響が大きく、また運航隻数の減少もあり、前期を下回る輸送量となり、売上高は前期に比べて13.8%減収の261億40百万円となりました。営業損益については、減収の影響が大きく、運航隻数の減少による借船料や燃料費など費用の減少はありましたが、前期に比べて45.2%減益の11億42百万円の利益となりました。

〔OSV部門〕

OSV部門は、連結子会社である株式会社オフショア・オペレーションが事業遂行を担っており、同社は主にCCS（二酸化炭素の回収・海底貯蔵）関連の調査業務および海洋資源開発の分野におけるサプライ業務等に加え、サルベージ業務などに従事しております。

当期は海洋調査業務については増加したものの、サルベージ業務については前期より大きく減少したことなどで稼働率が大幅に低下したことなどにより、同部門の売上高は前期から31.0%減収の14億21百万円となりました。営業損益は、稼働率の低下による減収の影響を賄うことができず、前期1億77百万円の利益から4億48百万円の損失となりました。

② 次期の見通し

日本経済は収束時期がみえない新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は依然として厳しい状況が予想されるなか、当社グループを取り巻く経営環境は、外航海運の市況は回復基調にあるものの、内航海運の荷動きについてはコロナ禍の影響は依然として継続すると見込んでいます。このような状況下、次期の業績は売上高385億円、営業利益は2億50百万円、経常利益は2億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億50百万円を見込んでおります。

セグメント別の見通しは次のとおりです。

〔近海部門〕

近海部門では、当期末までに投入した新造船を中心に更なる配船効率化により、収支改善に努めてまいります。次期の業績は売上高100億円、営業損益は2億円の損失となり、市況の回復基調にあることもあり、当期より若干改善する見通しです。

〔内航部門〕

内航部門では、荷動きが回復基調にあるもののコロナ禍の影響は依然として継続することが見込まれます。定期船輸送においては、引き続き製紙関連などの大宗貨物の減少が見込まれますが、食品関連貨物などの取り込みを図ってまいります。

フェリー輸送では、巣ごもり需要による個人向けの食料品や宅配貨物の需要が堅調に推移すると見込まれる一方で、引き続き建設用資材や外食産業用食品などの荷動きの低迷が懸念されます。旅客・乗用車の利用はコロナ禍のなか、低調に推移することが見込まれますが、八戸／苫小牧航路では、6月に個室を大幅に増やした新造船を就航させ、乗用車・旅客の集客に努め、収支の改善に努めてまいります。

不定期船輸送では、石灰石および石炭の各専用船は安定した貨物が見込まれており、小型貨物船では回復基調にある当期下期並みの荷動きが見込まれることから新規案件の獲得にも取り組んでまいります。次期の業績は、コロナ禍の影響が続き、上期で燃料油価格の大幅な上昇が見込まれることもあり、売上高は270億円、営業利益は6億円を見込んでおります。

〔OSV部門〕

オフショア支援船事業では、新造船“かいこう”の竣工による船隊整備によりSEP船（自昇式台船）の支援業務や、予算化されているわが国の資源探査への支援業務や安定的な洋上基地へのサプライ業務を見込んでおりますが、コロナ禍で先送りになる案件が出るなど、次期については厳しい収支を予想されるため、稼働率の向上に努め、収支改善を図ってまいります。次期の業績は、下期に向けて稼働率が改善するものと見込まれますが、通期では売上高15億円、営業損益は1億50百万円の損失を見込んでおります。

（2）資金調達の状況

当連結会計年度において船舶設備資金および事業を安全かつ安定的に行っていくための運転資金として、金融機関から51億50百万円の借入をいたしました。

（3）設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の主なものは次のとおりです。

船舶投資：①当連結会計年度中に竣工した船舶 1隻

②当連結会計年度末において継続建造中の船舶 1隻

なお、当連結会計年度中に3隻の船舶を処分いたしました。

（４）中長期的な会社の経営戦略

新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明ななか、当社グループを取り巻く経営環境については、外航海運の市況は回復基調にあるものの、内航海運ではコロナ禍の影響は今しばらく残るものと予想され、特に旅客フェリーの旅客・乗用車の利用は、人の動きが制限されることで、低調に推移することが見込まれます。こうした状況下、安全運航を第一に、顧客ニーズと中長期的な市場動向を見極めた効率的な配船によるコスト削減に努め、収支の改善に努めてまいります。

各事業セグメントの今後の課題と取り組みについては次のとおりであります。

〔近海部門〕

市況が回復基調にあるなか、市況動向と顧客のニーズをしっかりと把握したうえで、市況にあった船隊整備を継続し、商権の維持とコストの削減に努め収支の改善を図ってまいります。

鋼材輸送では、ツインデッカーの往航は従来の輸送に加え、アジア向け車両などの有利貨物の取り込みを継続してまいります。

木材輸送では、バイオマス発電用燃料の輸送について、近海地域に留まらず遠隔地からの輸送案件も含め、長期契約の獲得に向け取り組んでまいります。

バルク輸送では、主要貨物であるロシア炭の輸送について、顧客のニーズに合った船隊を維持・増強しながら、シェアの確保を図るとともに、その他の新規貨物の輸送需要の取り込みも目指してまいります。

〔内航部門〕

RORO船および旅客フェリーによる定時性の高い輸送サービスを引き続き提供することで、陸上輸送から海上輸送への転換を図るモーダルシフトを促進し、海上輸送需要の掘り起こしに取り組んでまいります。

定期船輸送では、北海道航路、九州航路ともに、紙製品などの大宗貨物が減少するなか、新規貨物の獲得に取り組むとともにコストの更なる削減に取り組んでまいります。

不定期船輸送では、石灰石および石炭の各専用船の安全運航に努め、商権の維持に努めるとともに新規案件の獲得にも取り組んでまいります。

フェリー輸送では、八戸／苫小牧航路においては、新型コロナウイルスの感染防止に適切に対応するため旅客定員の制限等を行い、また個室を大幅に増やした新造船を投入し、乗用車・旅客の集客に努めるとともに、新造船の積載能力を活かした貨物の開拓に取り組み、効率的な航路運営に取り組んでまいります。

〔OSV部門〕

エネルギー資源の乏しい我が国にとって海洋資源開発への期待はますます高まる傾向にありますが、OSV部門では、こうした状況を捉え、実績のあるCCS（二酸化炭素の回収・海底貯蔵）調査や国の資源探査への支援業務や安定的な洋上基地へのサプライ業務などに取り組むとともに、今後発展が期待される洋上風力事業の支援業務についても積極的な参画を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 52 期 2017年度	第 53 期 2018年度	第 54 期 2019年度	第55期 (当期) 2020年度
売 上 高 (千円)	41,262,335	45,734,996	44,337,187	37,059,434
経 常 利 益 (千円)	2,604,608	2,047,528	1,907,382	187,764
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) 又は純損失 (△)	1,255,426	1,697,205	1,370,620	△112,925
1株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	427.64	578.15	466.90	△38.47
総 資 産 (千円)	42,288,399	48,370,988	47,296,146	48,936,201
純 資 産 (千円)	25,536,385	26,902,973	27,817,643	27,436,481

(注) 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため、「1株当たり当期純利益又は純損失 (△)」は、第52期 (2017年度) の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は川崎汽船株式会社で、同社は当社の株式を1,497,300株 (議決権比率51.06%、間接保有を含む) 所有しております。

当社と親会社とは、個別案件毎に都度営業取引を行っております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千 円)	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
旭 汽 船 株 式 有 限 公 司	100,000	100.00%	内航海運業
川 崎 シ ッ プ マ ネ ー ジ ム ン ト 株 式 有 限 公 司	20,000	100.00%	船舶管理業
シ ル パ ー フ ェ リ ー サ ー ビ ス 株 式 有 限 公 司	30,000	100.00%	フェリー関連業
株 式 有 限 公 司 オ フ シ ョ ア ・ オ ペ レ ー シ ョ ン	26,000	55.76%	オフショア支援船事業

(7) 主要な営業所

① 国 内

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区
北 海 道 支 社	北海道札幌市中央区
苫 小 牧 支 店	北海道苫小牧市
釧 路 支 店	北海道釧路市
室 蘭 支 店	北海道室蘭市
八 戸 支 社	青森県八戸市
宮 古 支 店	岩手県宮古市
日 立 支 店	茨城県那珂郡
清 水 支 店	静岡県静岡市清水区
九 州 支 店	福岡県北九州市小倉北区
大 分 支 店	大分県大分市
苫小牧フェリー埠頭事務所	北海道苫小牧市
日 立 港 事 務 所	茨城県日立市
大 阪 事 務 所	大阪府大阪市中央区
日 南 事 務 所	宮崎県日南市

② 海 外

名 称	所 在 地
"K"LINE KINKAI (SINGAPORE) PTE LTD	シンガポール
"K"LINE KINKAI (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア

(8) 運航船舶の状況

セグメントの名称			近海部門	内航部門			OSV部門	合 計
船 種			貨 物 船	RORO船	フェリー	貨 物 船	オフショア 支 援 船	
区 分	所 有 (※1)	隻	6	6	3	5	5	25
		総 ト ン 数	78,118	72,796	26,084	39,265	5,182	221,445
		重量トン数	121,110	40,834	11,390	39,750	6,068 (※2)	219,152
	用 船	隻	12	1	2	3	－	18
		総 ト ン 数	142,967	11,492	16,041	2,173	－	172,673
		重量トン数	237,489	6,710	7,513	4,230	－	255,942
合 計		隻	18	7	5	8	5	43
		総 ト ン 数	221,085	84,288	42,125	41,438	5,182	394,118
		重量トン数	358,599	47,544	18,903	43,980	6,068	475,094

(※1) 所有船の隻数は他社との共有船を含み、総トン数および重量トン数は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(※2) 調査船1隻をのぞく4隻の合計です。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
515名	8名減

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 : 9,730,000株
 (2) 発行済株式の総数 : 2,935,481株
 (自己株式 17,019株を除く)

- (3) 株主数 : 1,989名
 (前期末比 232名増)

(4) 大株主

: 上位10名

株主名	持株数 株	持株比率 %
川崎汽船株式会社	1,404,000	47.83
東京海上日動火災保険株式会社	110,400	3.76
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	93,000	3.17
損害保険ジャパン株式会社	61,100	2.08
川崎近海汽船従業員持株会	57,100	1.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	56,800	1.93
三井住友海上火災保険株式会社	51,700	1.76
佐々木保典	44,900	1.53
北海運輸株式会社	35,000	1.19
株式会社栗林商会	30,400	1.04

(注) 持株比率は自己株式(17,019株)を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
赤 沼 宏	代表取締役会長	
久 下 豊	代表取締役社長	
寅 谷 剛	常 務 取 締 役	フェリー部管掌、北海道全域担当、北海道支社長委嘱 シルバーフェリーサービス株式会社 代表取締役
小 山 卓 三	常 務 取 締 役	船舶部担当、船舶部長委嘱
川 崎 誠 司	常 務 取 締 役	内航定期船舶担当
佐 野 秀 広	常 務 取 締 役	オフショア支援船事業推進室管掌 総務部、経営企画部、経理部および情報システム室担当 内部監査室担当補佐、経営企画部長委嘱 旭汽船株式会社 代表取締役
山 崎 壽 夫	取 締 役	外航営業部、内航不定期船舶およびオフショア支援船事業推進室担当 オフショア支援船事業推進室長委嘱 "K" LINE KINKAI (SINGAPORE) PTE LTD (Chairman) "K" LINE KINKAI (MALAYSIA) SDN.BHD. (Chairman)
岡 田 悦 明	取 締 役	フェリー部担当、フェリー部長委嘱
陶 浪 隆 生	取 締 役	一般財団法人日本海事協会 会長付参与
西 浦 廣 明	監 査 役	常勤
鈴 木 修 一	監 査 役	山田・合谷・鈴木法律事務所 弁護士 (パートナー) 株式会社ファイブニーズ 社外監査役
倉 富 正 敏	監 査 役	株式会社グイトーコーポレーション 社外監査役 (非常勤)

- (注) 1. 取締役 陶浪隆生氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
2. 監査役 鈴木修一、監査役 倉富正敏の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
3. 監査役 鈴木修一氏は、弁護士として長年の経験があり、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 倉富正敏氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 表中記載者のほか、当事業年度における役員の退任は次のとおりです。
2020年6月24日付：代表取締役会長 石井繁礼氏、取締役 馬場信行氏は、任期満了により退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社（子会社を含む）取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員賠償責任保険契約を締結しております。被保険者のうち、社外役員を除く当社の取締役及び監査役は、役員賠償責任保険契約の保険料の10%にあたる額を負担いたします。個々の負担額は、報酬額の割合に応じて算出した額であります。

なお、当該契約の概要は次の通りであります。

- 1) 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る被害に対して5億円を限度として保険金を支払う。
- 2) 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務遂行について免責事由に該当しない場合に限るものとする。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議いたしました。その概要は、以下の通りであります。

・基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適正、公正かつバランスの取れたものとし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、業務執行の対価として毎月固定額を支給する基本報酬と各事業年度の業績等に応じて支給する賞与で構成する。なお、業務執行取締役の報酬では、中長期的な業績に応じた株式報酬制度等の導入について、今後の状況を踏まえて実施を検討していく。社外取締役の報酬は、当該社外取締役が当社の職務に要する時間と職責が反映されたものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動報酬の要素を含まないものとする。

・取締役の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その報酬の額が全部を占めるものであり、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。また、当社の業務執行取締役の賞与については、当社の業績、職責、個人の貢献に応じた額を株主総会決議に基づき、一定の時期に支給する。なお、役員に対する退職慰労金制度は、2018年6月27日開催の定時株主総会の決議をもって廃止とした。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の額については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内での各取締役の基本報酬の額および株主総会で決議された賞与総額の各取締役への配分の決定とする。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第52期定時株主総会において年額4億円以内（うち社外取締役2,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の報酬額は、2017年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長久下豊が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に則り、各取締役の報酬等の額の配分を決定しております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断しているからです。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

(使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まず、予定される賞与を含む。)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	250,555 (8,400)	234,555 (8,400)	16,000 —	11 (1)
監査役 (うち社外監査役)	32,400 (12,000)	32,400 (12,000)	—	3 (2)

(注) 1. 取締役の員数については、事業年度末日時点の取締役9名に、直前の定時株主総会の終結の日をもって退任した2名を加えた11名を記載しております。
2. 監査役の員数については、事業年度末日時点の監査役3名を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

・当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主 な 活 動 状 況
陶 浪 隆 生	取 締 役	当期開催の取締役会25回全てに出席しております。業績その他経営状況の把握に努め、経営について豊富な経験を活かしてその実績を活かしての経営的見地から経営上貴重なご意見をいただいております。
鈴 木 修 一	監 査 役	当期開催の取締役会25回中20回に出席、監査役会17回中15回に出席しております。取締役会においては、決議事項や報告事項について適宜質問し、また、弁護士としての法的見地から意見を述べております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
倉 富 正 敏	監 査 役	当期開催の取締役会25回全てに出席、監査役会17回全てに出席しております。取締役会においては、決議事項や報告事項について適宜質問し、また必要に応じ社外の立場から意見を述べております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名は会社法第427条第1項および当社定款第29条の規定に基づき、さらに当社と社外監査役2名は会社法第427条第1項および当社定款第38条の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める合計額としております。

・他の法人等の役員等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 鈴木修一氏は山田・合谷・鈴木法律事務所の弁護士（パートナー）並びに株式会社ファイブニーズの社外監査役であります。当社は山田・合谷・鈴木法律事務所に所属している他の弁護士と顧問弁護士契約を締結しておりますが、顧問料の金額は少額であり、また鈴木氏とは顧問契約、個別法律相談の取引はありません。当社と株式会社ファイブニーズの間には特別の関係はありません。

監査役 倉富正敏氏は親会社たる川崎汽船株式会社の子会社である株式会社ダイソーコーポレーションの社外監査役（非常勤）であります。株式会社ダイソーコーポレーションは当社の代理店であり、また、荷主として取引があります。

・社外監査役が、当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額 7,560千円（1名）

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	18,948,251	流 動 負 債	9,146,799
現金及び預金	10,611,078	支払手形及び営業未払金	3,451,989
受取手形及び営業未収入金	4,632,524	短期借入金	3,921,408
原材料及び貯蔵品	746,679	未払法人税等	60,665
短期貸付金	1,754,000	賞与引当金	270,529
未収還付法人税等	264,796	役員賞与引当金	16,000
その他	946,607	その他	1,426,206
貸倒引当金	△7,434	固 定 負 債	12,352,920
固 定 資 産	29,987,950	長期借入金	10,705,120
有 形 固 定 資 産	27,211,535	長期未払金	304,581
船 舶	24,353,518	再評価に係る繰延税金負債	53,569
建物及び構築物	287,088	役員退職慰労引当金	148,225
土地	1,002,041	特別修繕引当金	528,914
建設仮勘定	1,091,332	退職給付に係る負債	330,019
その他	477,553	その他	282,490
無 形 固 定 資 産	98,680	負 債 合 計	21,499,720
投 資 そ の 他 の 資 産	2,677,734	(純資産の部)	
投資有価証券	726,292	株 主 資 本	25,876,559
長期貸付金	37,178	資 本 金	2,368,650
退職給付に係る資産	369,423	資 本 剰 余 金	1,252,800
繰延税金資産	684,875	利 益 剰 余 金	22,284,041
敷金及び保証金	446,403	自 己 株 式	△28,932
その他	432,830	その他の包括利益累計額	505,391
貸倒引当金	△19,269	その他有価証券評価差額金	214,925
資 産 合 計	48,936,201	土 地 再 評 価 差 額 金	123,543
		為 替 換 算 調 整 勘 定	114,440
		退職給付に係る調整累計額	52,481
		非 支 配 株 主 持 分	1,054,530
		純 資 産 合 計	27,436,481
		負 債 純 資 産 合 計	48,936,201

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		37,059,434
売上原価		32,492,570
売上総利益		4,566,863
販売費及び一般管理費		4,162,559
営業利益		404,303
営業外収益		
受取利息	21,099	
受取配当金	19,386	
その他	9,189	49,674
営業外費用		
支払利息	78,253	
為替差損	19,169	
支払補償費	99,909	
減価償却費	56,138	
その他	12,742	266,214
経常利益		187,764
特別利益		
固定資産売却益	455,598	
投資有価証券売却益	101,553	
違約金収入	130,000	687,151
特別損失		
減損損失	727,000	
用船契約解約金	376,979	1,103,979
税金等調整前当期純損失(△)		△229,063
法人税、住民税及び事業税	102,279	
法人税等調整額	△50,190	52,089
当期純損失(△)		△281,153
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△168,227
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△112,925

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,368,650	1,252,800	22,719,874	△28,828	26,312,496
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△322,907		△322,907
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△112,925		△112,925
自己株式の取得				△104	△104
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△435,833	△104	△435,937
当 期 末 残 高	2,368,650	1,252,800	22,284,041	△28,932	25,876,559

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	職 員 福 利 費 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	140,071	123,543	91,330	△77,317	277,627	1,227,518	27,817,643
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△322,907
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)							△112,925
自己株式の取得							△104
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	74,854	－	23,109	129,799	227,763	△172,987	54,775
当 期 変 動 額 合 計	74,854	－	23,109	129,799	227,763	△172,987	△381,162
当 期 末 残 高	214,925	123,543	114,440	52,481	505,391	1,054,530	27,436,481

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	15,827,020	流 動 負 債	8,322,130
現金及び預金	7,819,735	海運業未払金	3,117,632
受取手形	172,953	短期借入金	3,632,208
海運業未収金	4,298,739	繰上債	150,640
関係会社短期貸付金	1,830,723	未払金	110,514
立替金	169,012	未払費用	45,966
原材料及び貯蔵品	654,910	未払消費税等	77,922
繰延及び前払費用	496,095	前受り金	179,568
代理店債権	86,848	預り金	451,310
リース投資資産	79,490	前受り収益	23,786
未収還付法人税等	196,154	代理店債権	326,539
その他の	29,757	賞与引当金	190,040
貸倒引当金	△7,400	役員賞与引当金	16,000
固 定 資 産	28,176,840	固 定 負 債	11,548,244
有 形 固 定 資 産	17,757,884	長期借入金	8,933,320
船舶	16,145,442	繰上債	519,630
建物	221,120	長期未払金	279,261
構築物	50,942	再評価に係る繰延税金負債	53,569
器具及び備品	59,721	退職給付引当金	21,151
土地	1,002,041	特別修繕引当金	426,812
リース資産	274,500	関係会社用船契約損失引当金	1,261,135
その他の	4,116	資産除去債務	43,000
無 形 固 定 資 産	89,443	その他の	10,363
借地権	363	負 債 合 計	19,870,374
ソフトウェア	88,475	(純資産の部)	
電話加入権	520	株 主 資 本	23,795,018
その他の	85	資 本 金	2,368,650
投 資 そ の 他 の 資 産	10,329,512	資 本 剰 余 金	1,248,849
投資有価証券	706,024	資本準備金	1,245,615
関係会社株式	2,700,947	その他の資本剰余金	3,234
従業員長期貸付金	36,418	利 益 剰 余 金	20,206,452
関係会社長期貸付金	5,280,167	利益準備金	321,703
長期前払費用	2,058	その他の利益剰余金	19,884,748
前払年金費用	294,810	特別償却準備金	231,588
繰延税金資産	541,100	圧縮記帳積立金	7,751
敷金及び保証金	420,586	新造船建造積立金	3,000,000
リース投資資産	294,320	別途積立金	16,500,000
その他の	134,660	繰越利益剰余金	145,408
貸倒引当金	△81,582	自 己 株 式	△28,932
資 産 合 計	44,003,861	評 価 ・ 換 算 差 額 等	338,468
		その他有価証券評価差額金	214,925
		土 地 再 評 価 差 額 金	123,543
		純 資 産 合 計	24,133,486
		負 債 純 資 産 合 計	44,003,861

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益	33,733,695	
運賃	1,512,862	
その他	236,322	35,482,880
営業費用		3,539
船運業		35,486,419
航海費	15,480,313	
船賃	6,662,373	
その他	9,253,380	31,577,126
一般管理費	181,058	916
営業外収益		3,146,189
受取配当金		34,724,231
受取利息	40,964	
受取配当金	19,386	
受取利息	2,861	63,212
営業外費用		
支払替	76,978	
支払倒引	13,565	
支払利息	103,586	
支払利息	56,817	
支払利息	10,467	261,416
経常利益		563,983
固定資産売却益	37,806	
固定資産売却益	101,553	
固定資産売却益	130,000	269,359
特別損失	727,000	
特別損失	376,979	1,103,979
特別損失		△270,636
税引前当期純損失	73,466	
法人税、住民税等	△158,463	△84,997
当期純損失		△185,639

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		そ の 他 利 益 剰 余 金		
						特別償却準備金	圧縮記帳積立金	新造船建造積立金
当 期 首 残 高	2,368,650	1,245,615	3,234	1,248,849	321,703	308,784	15,501	2,400,000
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				－				
新造船建造積立金の積立				－				600,000
別途積立金の積立				－				
特別償却準備金の取崩				－		△77,196		
圧縮記帳積立金の取崩				－			△7,750	
当期純損失（△）				－				
自己株式の取得				－				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△77,196	△7,750	600,000
当 期 末 残 高	2,368,650	1,245,615	3,234	1,248,849	321,703	231,588	7,751	3,000,000

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計						
	別途積立金	繰越利益剰余金							
当 期 首 残 高	16,000,000	1,669,008	20,714,998	△28,828	24,303,669	140,071	123,543	263,614	24,567,283
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当		△322,907	△322,907		△322,907				△322,907
新造船建造積立金の積立		△600,000	－		－				－
別途積立金の積立	500,000	△500,000	－		－				－
特別償却準備金の取崩		77,196	－		－				－
圧縮記帳積立金の取崩		7,750	－		－				－
当期純損失（△）		△185,639	△185,639		△185,639				△185,639
自己株式の取得			－	△104	△104				△104
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						74,854	－	74,854	74,854
当期変動額合計	500,000	△1,523,600	△508,546	△104	△508,651	74,854	－	74,854	△433,797
当 期 末 残 高	16,500,000	145,408	20,206,452	△28,932	23,795,018	214,925	123,543	338,468	24,133,486

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

川崎近海汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 礼 子 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎近海汽船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎近海汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

川崎近海汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 礼 子 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎近海汽船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び2020年度の監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針及び当期の監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等、並びに親会社グループの監査役等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17（2005）年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

川崎近海汽船株式会社 監査役会

常勤監査役 西 浦 廣 明 ㊟

社外監査役 鈴 木 修 一 ㊟

社外監査役 倉 富 正 敏 ㊟

以 上

第55期定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

- 主要な事業内容
- 主要な借入先
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会計監査人の状況
- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務ならびに当社およびグループ会社の業務の適正を確保するための体制
- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 連結注記表
- 個別注記表

第55期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

川崎近海汽船株式會社

本内容は、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kawakin.co.jp/ir/>)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

主要な事業内容

当企業集団は当社、親会社、子会社12社および関連会社1社によって構成されており、近海地域において一般貨物船による海上輸送ならびに、内航船およびフェリーによる国内海上輸送を行うことを主たる事業としております。子会社等は船舶の貸渡し、船舶の管理、船用品の販売、船舶用機器の賃貸などの業務を主に当社に提供し、当社の事業遂行を円滑にする役割を担っております。また、一部の子会社では、オフショア支援船事業やフェリーターミナルにおいて売店や食堂によるサービスを行っております。一方当社は、親会社である川崎汽船株式会社を中核とするグループに属しておりますが、同社は遠洋海上輸送など当社とは異なった領域において事業を展開しております。

主要な借入先 (2021年3月31日)

借入先	借入金
	千円
株式会社日本政策投資銀行	4,068,580
農林中央金庫	2,710,700
株式会社みずほ銀行	2,013,500
信金中央金庫	1,694,500
株式会社福岡銀行	1,255,000
株式会社三井住友銀行	825,000
日本生命保険相互会社	716,748
株式会社青森銀行	500,000
株式会社りそな銀行	437,500
株式会社みちのく銀行	145,000
株式会社北海道銀行	145,000
三井住友信託銀行株式会社	90,000

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額
39,580千円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額
39,580千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (3) 会計監査人が行った非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行の状況から、適正な監査および監査の信頼性を確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないなど解任が相当と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務ならびに当社およびグループ会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて以下の内容を決議しております。

(1) コンプライアンスの体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

- ① コンプライアンスの基本方針として、親会社の定めるグループ企業行動憲章を採用するとともに、当社および当社グループにおける行動規範として、同憲章の実行要点を定める。
- ② コンプライアンスの統括組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。
- ③ コンプライアンスの推進維持のためのプログラム（当社およびグループ会社の取締役および使用人を対象とする教育等）を策定し、実施する。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、当社およびグループ会社の業務運営に係る法令違反行為についての報告義務を課すとともに、一方で直接通報できるホットライン制度（内部通報制度）を設ける。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない組織にする。

(2) 情報保存管理体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行に係わる情報の保存および管理についての体制

- ① 株主総会、取締役会の議事録および関連資料等、またその重要な文書については社内文書管理規程に基づき保存・管理を行う。
- ② 情報セキュリティ規程等の情報管理に係わる規程を定め、情報の効率的利用とともに社外流失防止に努める。

(3) リスクの管理体制

当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 市況・市場のリスク
船舶投資等の海運市況、為替、燃料油価格等を、当社の定例取締役会および営業連絡会において状況把握・議論を行い、決裁基準に沿った決裁を実施する。

② 船舶運航に伴うリスク

船舶の安全運航推進および事故対応の組織として安全運航推進委員会を設置し、定期的に具体的案件のレビューと安全運航に向けた対応の確認を行う。

③ 大災害のリスク

大規模地震、新型インフルエンザ蔓延等による大災害に対する組織として災害対策委員会を設置し、防災および減災の推進ならびに災害発生時における業務継続を含む速やかな対応を行う。

(4) 業務執行体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎年経営計画を策定し、毎月その進捗状況を取締役会等で確認する等の管理を行う。
- ② 取締役会の書面決議制度を導入し、迅速な運営に資する体制とする。
- ③ 事案の決裁、また決定事項の効率的な執行のために、決裁および職務権限、組織体制に係わる規程の整備を行う。
- ④ 社内の規程等は関連する法令等に準拠して制定し、当該法令等の改廃があった場合には速やかに規程等の改廃を行う。
- ⑤ 当社およびグループ会社のリスク管理、内部統制の適切性・有効性を検証・評価する機能を担う、独立性を備えた内部監査組織を設置する。
- ⑥ 内部監査にあたっては、必要に応じ監査役および会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

(5) グループ管理体制

当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するための行動指針として、親会社が定めたグループ企業行動憲章を採用するとともに、当社およびグループ会社の具体的行動指針を定める。
- ② 当社の子会社・関係会社について、当社は関係会社業務処理規程を定めて経営管理を行う。
- ③ 当社の子会社・関係会社に係るコンプライアンス等の重要な事実が発生した場合には、取締役または子会社・関係会社により監査役に報告する体制とする。
- ④ 内部監査組織は内部監査の基本方針に基づき、毎年内部監査計画を策定のうえ、必要に応じて子会社に対する監査を実施し、改善点の指摘・提言を行う。

(6) 監査役監査の体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が求めるときは、その職務を補助するための使用人を配置する。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従い、その人選にあたっては監査役と事前に協議し、当該使用人の人事異動については常勤監査役の同意を得たうえで決定する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役および使用人は以下の事項について監査役に報告を行う。
報告者に対しては報告を理由に不利な取扱いを受けないようにする。
 - ・ 会社およびグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、法令または定款に違反する重大な事実
 - ・ 内部通報制度での通報状況、また通報された事案のうち、コンプライアンス委員会にて重大なコンプライアンス違反と判断された事実
 - ・ 内部監査の実施状況およびその結果
 - ・ その他監査役が報告を求める事項
- ④ その他監査役監査の実効性確保のために以下の整備を行う。
 - ・ 監査役は、取締役会に出席するほか、他の定められた重要な会議にも出席する。
 - ・ 代表取締役は、監査役と定期的に、また監査役の求めに応じ、意見交換を行う。
 - ・ 内部監査組織は、監査役と定期的に、また監査役の求めに応じ、意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
 - ・ 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、監査役の監査活動に誠実に協力する。
 - ・ 当社は、監査役が監査実施のために所用の費用を請求するときは、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 会計処理の適正性および財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を定期的に評価する。
- ② 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、 その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社および当社グループ会社はコンプライアンスの実効性を確保するために制定した親会社の定めるグループ企業行動憲章と当社および当社グループ会社の行動憲章を規範として、役員および社員は社会的、倫理的責任を自覚し、法令、定款を遵守します。なお、当社取締役会は内部統制の実施状況を監督するとともに、当社および当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制について、効率的で適正な業務執行体制の整備に努めてまいります。

当期における運用状況の概要につき明記すべきものは以下のとおりであります。

（１）コンプライアンスに関する取組

リスク管理の観点からコンプライアンス違反行為を把握するためホットライン制度（内部通報制度）を設けており、徹底管理を図っております。社内ルールや行動指針を逸脱した行動が見られた場合、コンプライアンスの統括組織として社長を委員長とする“コンプライアンス委員会”を設置し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じた適切なリスク対応を行っております。当期はコンプライアンス違反に相当する事案がなかったため委員会開催はありませんでした。

（２）情報保存管理体制に関する取組

文書管理規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に関わる文書や株主総会議事録など一連の文書およびデータを時系列に保存しました。

マイナンバー制度の運用に際し、特定個人情報取扱規程を法令に則した内容に改訂し、子会社を含め社員向けに制度の概要及び運用のルールについて説明文書を回覧し、周知いたしました。

（３）リスクの管理体制に関する取組

船舶の運航リスク管理に関し、社長を委員長とする安全運航推進委員会を開催しており、当期は7月、11月、3月の3回開催いたしました。

大規模地震など災害危機の発生時には、社長を本部長とする「災害対策本部」を設置し、災害対策規程により機動的且つ適切に対応します。5月と10月に防火防災計画に従った防災訓練に加え、当社運航船において、緊急事態を想定し会社及び本船の連絡体制を確認する「会社緊急対応演習」を8月と10月に実施しました。

また、安全衛生管理の充実に注力し、総務部担当役員を委員長とする健康管理委員会を毎月開催し、社員の健康管理維持に努めました。

（４）業務執行体制

取締役会を月1回以上開催し、中期経営計画の進捗状況の検証を行うとともに、法令や定款に定められた事項および経営上の重要案件を審議したうえで決定し、取締役の業務執行の適法性確保に努めました。

昨年に引き続き、取締役会全体の実効性評価を行いました。実効性評価では、全取締役および監査役に対しアンケートを実施し、社外取締役による総括を基に分析・評価を取締役に報告し、議論を行いました。

た。その結果、十分な審議時間を確保し、議論の活発化が更に図られる等、運営は前年に比し活性化しており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。

社外取締役は、取締役会による当社取締役の職務の執行についての監督をしています。

取締役会のほか、専務以上の取締役、経営企画部担当取締役および社外役員で構成された経営会議では、会社経営上の重要な案件や課題を討議し、代表取締役へ助言を行う場として必要に応じて適宜開催いたしました。

（５）グループ管理体制に関する取組

特定個人情報取扱規程に基づき、当社が取り扱う特定個人情報（マイナンバー）の適切な保護、管理が講じられているか、安全管理の観点から運用状況について監査しました。具体的には、マイナンバーガイドラインに基づく監査を実施し、問題がないことを確認いたしました。

金融商品取引法上、2017年度より重要な子会社として位置付けた株式会社オフショア・オペレーションについて、当期もグループ会社内部統制の整備および運用評価を行い、問題がないことを確認しました。

（６）監査役監査に関する取組

監査役会は1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成されており、監査役監査の体制につき、常勤監査役および社外監査役は取締役会ほか社内の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況を聴取するなど業務執行の現状や課題などの把握に努め、経営監視体制機能の強化および向上に努めました。

（７）財務報告の信頼性を確保するための取組

財務報告の信頼性を確保するため金融商品取引法などの法令に準拠し、内部監査室は支社、支店および事務所など拠点に赴き現状を把握するとともに業務プロセスのリスクなど見直しを行い、関係部署と協議のうえ内部統制システムの構築の改善につなげ内部統制の質的向上に努めました。

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

旭汽船(株)、シルバーフェリーサービス(株)、川近シップマネージメント(株)、春陽汽船(株)、
“K” LINE KINKAI (SINGAPORE) PTE LTD、TROPICAL LINE S.A.、POLAR STAR LINE S.A.、
GALLEON LINE S.A.、BINTANG LINE S.A.、SENTOSA LINE S.A.、CARAVEL LINE S.A.、(株)
オフショア・オペレーション

CARAVEL LINE S.A.については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社を含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社は“K” LINE KINKAI (MALAYSIA) SDN.BHD. 1社で、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、シルバーフェリーサービス(株)、(株)オフショア・オペレーション、“K” LINE KINKAI (SINGAPORE) PTE LTDの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券：その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法によっております。

② た な 卸 資 産：主として先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産：定率法によっております。ただし、一部の船舶及び1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無 形 固 定 資 産：定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リ ー ス 資 産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金：従業員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金：役員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 契約損失引当金：外部取引先との契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金：一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 特別修繕引当金：船舶の定期検査に要する修繕費の支払いに備えるため、将来の修繕見積額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

海運業収益及び海運業費用の計上基準は航海完了基準によっております。ただし、フェリーについては積切出帆基準によっております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象：ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金の利息

(ハ)ヘッジ方針：財務上のリスク管理対策の一環として外貨建予定取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスク軽減のためにデリバティブ取引を行っております。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法：ヘッジの開始時から有効性判定までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のそれとを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。なお、為替予約取引は為替予約と外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔表示方法の変更〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に〔会計上の見積りに関する注記〕を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	727,000千円
------	-----------

内航部門セグメントの一部の資産グループの船舶です。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループの資産又は資産グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、継続的に収支を把握している管理会計上の区分でグルーピングを行っております。

事業環境の変化等に伴い固定資産の収益性が低下したことにより減損の兆候があると認められた場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合には帳簿価額を現在価値に割り引いた将来キャッシュ・フロー（回収可能価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された事業計画を基に、承認された事業計画の期間を超える期間については過去の実績及び将来の不確実性を考慮し、資産又は資産グループの主要な資産の経済的残存使用年数で見積っております。

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた主要な仮定は、事業計画の基礎となる海運市況、輸送量及び稼働日数、割引率であります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見積りに及ぼす程度は限定的であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は不確実性を伴うため、将来の経済環境の変動などにより影響を受ける可能性があり、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	20,709,131千円
建設仮勘定	1,091,332千円
合 計	21,800,464千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,342,832千円
長期借入金	10,669,448千円
合 計	13,012,280千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,236,404千円

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年(1998年)3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年(2001年)3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年(1999年)3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年(1998年)3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年(1991年)法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時

価と再評価後の帳簿価額との差額 △320,341千円

4. 圧縮記帳額

国庫補助金等の受け入れにより有形固定資産の取得価額から直接減額された圧縮記帳額は、次のとおりであります。

船舶	362,178千円
----	-----------

〔連結損益計算書に関する注記〕

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失（千円）
事業用資産	日本	船舶	727,000

当社グループは、事業用資産については、継続的に収支を把握している管理会計上の区分でグルーピングを行っております。

事業用資産については、経営環境の著しい悪化等により収益性が低下し、今後も回復の見通しが立たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを年2.5%で割り引いて算定しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,952,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 千円	1株当たり配当金 円	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	176,131	60	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	146,776	50	2020年9月30日	2020年11月24日
合 計		322,907			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 146,774千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 50円 |
| ③ 基準日 | 2021年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2021年6月25日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については設備投資計画等に照らして、金融市場の情勢や資金繰り等を勘案しながら都度決定しておりますが、主として銀行等の金融機関からの借入によっております。

受取手形及び営業未収入金、短期貸付金に係る顧客等の信用リスクは、取引先信用状況の定期的なモニタリング及び未収管理システム等による期日、残高管理によりリスク低減を図っております。外貨建て営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについてデリバティブ取引（先物為替予約取引）を利用してリスク低減を図っております。また、投資有価証券である株式は主に上場株式であり、四半期ごとに把握された時価が取締役会に報告されております。

借入金の使途は主として運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクを低減するためデリバティブ取引（金利スワップ）を行っております。

デリバティブ取引は社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,611,078	10,611,078	—
(2) 受取手形及び営業未収入金	4,632,524	4,632,524	—
(3) 短期貸付金	1,754,000	1,754,000	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	692,431	692,431	—
資産計	17,690,034	17,690,034	—
(1) 支払手形及び営業未払金	3,451,989	3,451,989	—
(2) 短期借入金	3,921,408	3,918,172	△3,235
(3) 長期借入金	10,705,120	10,690,694	△14,425
負債計	18,078,517	18,060,857	△17,660

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収入金、(3) 短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
全て上場株式であるため、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
ただし、「(2) 短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「(3) 長期借入金」に記載の方法により時価を算定しております。
- (3) 長期借入金
元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	16,616

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額 8,987円27銭

1株当たり当期純損失 38円47銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有 価 証 券：子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法によって
おります。
 その他有価証券
 時価のあるもの…決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時
 価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
 し、売却原価は移動平均法により算定）によっ
 ております。
 時価のないもの…移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) た な 卸 資 産：主として先入先出法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下
げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有 形 固 定 資 産：定率法によっております。ただし、一部の船舶及び1998年4月1日
（リース資産を除く）以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降
に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用して
おります。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人
税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (2) 無 形 固 定 資 産：定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアは、社内
（リース資産を除く）における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) リ ー ス 資 産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用し
ております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率によ
り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金：従業員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当事
業年度の負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金：役員の賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額のうち当事
業年度の負担額を計上しております。
- (4) 契約損失引当金：外部取引先との契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来
負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

- (5) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理することとしております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- (6) 特別修繕引当金：船舶の定期検査に要する修繕費の支払いに備えるため、将来の修繕見積額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (7) 関係会社用船契約損失引当金：関係会社との用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

海運業収益及び海運業費用の計上基準は航海完了基準によっております。ただし、フェリーについては積切出帆基準によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 : 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金の利息
- ③ ヘッジ方針 : 財務上のリスク管理対策の一環として外貨建予定取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスク軽減のためにデリバティブ取引を行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 : ヘッジの開始時から有効性判定までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のそれとを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。なお、為替予約取引は為替予約と外貨建予定取引に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔表示方法の変更〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当
事業年度から適用し、個別注記表に〔会計上の見積りに関する注記〕を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	727,000千円
------	-----------

内航部門セグメントの一部の資産グループの船舶です。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「〔会計上の見積りに関する注記〕固定資産の減損 (2) 連結計算書類利用
者の理解に資するその他の情報」に記載した内容と同一であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	14,859,557千円
----	--------------

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,804,480千円
-------	-------------

長期借入金	6,657,800千円
-------	-------------

合 計	8,462,280千円
-----	-------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	28,090,648千円
-------------------	--------------

3. 保証債務の明細

関係会社の銀行借入に対する債務保証を次のとおり行っております。

SENTOSA LINE S. A.	1,230,000千円
--------------------	-------------

CARAVEL LINE S. A.	459,000千円
--------------------	-----------

BINTANG LINE S. A.	372,000千円
--------------------	-----------

合 計	2,061,000千円
-----	-------------

4. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

(1) 短期金銭債権	168,616千円
(2) 短期金銭債務	423,759千円
(3) 長期金銭債務	295,310千円

5. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年(1998年)3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年(2001年)3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年(1999年)3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年(1998年)3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年(1991年)法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △320,341千円

6. 圧縮記帳額

国庫補助金等の受け入れにより有形固定資産の取得価額から直接減額された圧縮記帳額は、次のとおりであります。

船舶	362,178千円
----	-----------

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

営業収益 185,887千円

営業費用 5,036,276千円

(2) 営業取引以外の取引高

営業外収益 40,338千円

営業外費用 73,675千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失（千円）
事業用資産	日本	船舶	727,000

当社は、事業用資産については、管理会計上で把握している事業グループを単位としてグルーピングを行っております。

事業用資産については、経営環境の著しい悪化等により収益性が低下し、今後も回復の見通しが立たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを年2.5%で割り引いて算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 17,019株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	57,202千円
長期未払金	84,057
特別修繕引当金	33,823
会員権評価損	68,035
有価証券評価損	23,932
貸倒引当金	26,783
資産除去債務	12,943
関係会社用船契約損失引当金	379,601
減損損失	218,827
その他	129,777
繰延税金資産小計	1,034,984
評価性引当額	△227,061
繰延税金資産合計	807,923

(繰延税金負債)

特別償却準備金	△99,725千円
圧縮記帳積立金	△3,336
その他有価証券評価差額金	△68,037
前払年金費用	△88,737
その他	△6,985
繰延税金負債合計	△266,823
繰延税金資産（負債）の純額	541,100

〔関連当事者との取引に関する注記〕

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	旭汽船㈱	直 接 100%	役員の兼任 船舶の用船	貸付金の回収	131,355	貸付金 (短期及び長期)	1,067,953
				受 取 利 息	6,572		
				リース債務の返済	89,391	リース債務	373,811
	SENTOSA LINE S.A.	直 接 100%	役員の兼任 船舶の用船	貸付金の回収	1,511,900	貸付金 (短期及び長期)	635,000
				受 取 利 息	5,742		
				資金の貸付	1,787,900		
				債 務 保 証	1,230,000	—	—
	CARAVEL LINE S.A.	直 接 100%	役員の兼任 船舶の用船	受 取 利 息	93	貸付金 (短期及び長期)	324,000
				資金の貸付	324,000		
				債 務 保 証	459,000	—	—
	藤オフショア・オペレーション	直 接 55.76%	役員の兼任	貸付金の回収	1,189,000	貸付金 (短期及び長期)	3,589,500
				受 取 利 息	17,662		
				資金の貸付	2,118,000		
				担保資産の被提供	2,489,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 債務保証については、子会社の船舶設備資金による銀行借入に対し当社が保証している債務であります。
なお、保証料の支払い及び担保提供は受けておりません。
3. 担保資産の被提供については、船舶設備資金として子会社に転貸するための借入に係るものです。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	8,221円31銭
1株当たり当期純損失	63円24銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。